

長崎県公共事業評価監視委員会の流れ

－	長崎県公共事業評価監視委員会	各事業実施主体
前年度 1月	－	次年度審議予定事業 のとりまとめ
2月～3月	－	評価調書(対応方針(原案)) の作成
審議実施年度 4月	－	評価調書のとりまとめ
6月～8月	○第1回委員会(事業実施主体より対応方針(原案)の説明) ○第2回委員会(現地調査、詳細審議) ※審議件数や内容により開催時期や回数が異なる場合があります	－
8月	委員長から知事へ意見書提出	－
9月	－	評価結果を公表 評価結果を議会へ報告
10月	－	対応方針の決定 対応方針の公表
2月	－	次年度予算へ反映

- 1 実施主体が行う評価、評価調書等の作成
- 2 実施主体による対応方針(原案)の作成
 - 再評価:「継続」「見直し継続」「休止」「中止」の対応方針(原案)を作成する。
 - 事後評価:同種事業への反映等について対応方針(原案)を作成する。
- 3 知事からの諮問を受け、委員会で調査審議
- 4 知事への意見書提出
- 5 対応方針の決定
 - 事業主体は委員会意見を最大限尊重して対応方針を決定する。
 - また、当該事業の所管省庁に報告する。
- 6 対応方針の公表